

# 若者の 消費者トラブル対策を考える

## 特集1 「成年年齢引下げ」議論の現状

坂東 俊矢 Bando Toshiya 京都産業大学法学部教授、弁護士

特定適格消費者団体「消費者支援機構関西(KC's)」常任理事。専門は、民法、消費者法。成年年齢に関する論文として、「消費者被害救済法理としての未成年者取消権の法的論点」『消費者法研究』第2号(信山社、2017年)71ページなど。



### はじめに —成年年齢をめぐる現状—

私法上の契約を、自らの判断だけで有効に締結することができる年齢、すなわち成年年齢\*1は、1896年(明治29年)の民法制定以来、20歳とされています(民法4条)。

2007年5月の憲法改正に関する国民投票法の制定や2015年6月の公職選挙法の改正で、選挙権を行使できる年齢が18歳以上とされました。それが契機となって、民法の成年年齢についても18歳に引き下げることの妥当性が検討されています\*2。もっとも、選挙年齢と取引に関する成年年齢とは、法的にもその依って立つ基盤が異なります。その年齢が同じであっても構いませんが、それは法論理的に必然なわけではありません。一方で成年年齢が20歳なのか、18歳なのかについては、わが国の社会の判断であって、これも法論理的に年齢が定まるものではありません。

その議論のきっかけになるのでしょうか。成年年齢を18歳に引き下げる民法の改正法案が

2018年の通常国会にも提出される予定になっています。成年年齢引下げには、それによって生ずる問題を克服するための法の整備や施策が実施され、また、国民の意識や覚悟が醸成される必要があります。20歳という成年年齢は、社会に深く受け入れられています。

本当に、成年年齢を引き下げる機は熟しているのでしょうか。

### 成年年齢引下げに関する 議論の経緯

#### (1) 法制審議会

民法改正については、通常、法制審議会での議論が報告書にまとめられて、法務大臣への答申がなされます。もっとも、答申が出て実際には民法の改正が実現せず、宿題であり続けることもあります。成年年齢引下げも、実はそうした宿題の1つです。

法制審議会は、2009年10月28日の第160回会議で「民法の成年年齢の引下げについての意見」を議論し、法務大臣への答申とすること

\*1 新聞報道などでは「成人年齢」という言葉が使われていることがあるが、本稿は「成年年齢」と記載する。

\*2 例えば、自由民主党政務調査会は2015年9月17日に「成年年齢に関する提言」を公表して、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる法制度上の措置を講ずるべきとの提言をしている。もっとも、この提言では消費者施策については触れられていない。一方、日本弁護士連合会(日弁連)は2016年2月18日に「民法の成年年齢の引下げに関する意見書」を公表している。日弁連は、国民のコンセンサスが得られていない現状では、成年年齢の引下げには慎重であるべきとしている。

を承認しています。答申の内容は、「民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。しかし、そのためには若者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題に対応する施策が実現されることが必要である。引下げの時期は、施策の浸透や国民の意識を踏まえた国会の判断に委ねる」とまとめることができます。2009年9月に消費者庁が開設され若者への消費者施策が実施されることへの期待感も、この答申の背景にあったと思われます。

さて、この答申の土台となる報告書が、法制審議会民法成年年齢部会による2009年7月29日の「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」です。その報告書においても「特段の弊害のない限り、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である」と結論づけられています。もっとも、報告書の後半では、成年年齢を引き下げた場合の問題点が、契約年齢と親権の対象年齢の引下げという観点から検討されています。注目されるのは、消費者被害が拡大しないための施策として、消費者教育とともに消費者保護施策の充実が指摘され、その例として若年者の社会的経験の乏しさによる判断力不足に乗じて取引がなされた場合に契約を取り消すことができるようにすることなどが、既に部会で議論されていたことです。18～19歳を対象とする具体的な消費者被害の防止のための法的な対応策が問われていたのです。

## (2) 消費者委員会

ところが、法制審議会の「最終報告書」にもかかわらず、成年年齢の引下げの前提としての若者の消費者保護施策が積極的に実施されてきたとは言えません。それは、若者の契約に関する

消費者被害の救済法理として、民法の未成年者取消権が機能していたため、20歳未満の被害が相対的には少数であったことが1つの理由であると思われます。契約に関する消費者被害は、むしろ成年に達した20歳になった直後に増えていて\*3、例えばマルチ商法に関する相談件数は、20～22歳男性の相談件数が18～19歳男性の約7倍に達しているとの報告もあります\*4。だとすると、仮に成年年齢を18歳に引き下げれば、それまでは保護されていた18～19歳が新たに被害の対象となることは明らかです。成年になった直後の若年者の消費者保護のあり方が問われたのです。

消費者庁長官からの諮問を受けて、この問題を検討したのは、消費者委員会の「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」(以下、消費者委員会WG)でした。消費者委員会WGは、2017年1月に「報告書」を公表しています。ここでは、18～22歳までを「若年成人」として保護の対象ととらえることが提案されています。そして、具体的には、消費者契約法や特定商取引法\*5に、消費者の年齢、知識や経験、契約能力に配慮するよう努める義務を規定すること、消費者契約法に、事業者が、若年成人の知識、経験不足等、合理的な判断をすることができない事情に乗じて締結させた消費者契約の取消しができる制度、いわゆる「つけ込み型勧誘」の規制を検討すること、が提案されています。

消費者契約法にかかわるこの提案は、同時期に開催されていた内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会でその立法化が検討されました。しかしながら「つけ込み型勧誘」の規制については委員の間で意見が一致せず、2017年8月の「報告書」では、消費者の不安をあおる告知と勧

\*3 2016年の10歳代後半の消費生活相談が1.6万件であったのに対して、20歳代前半の相談は約2.4倍の3.9万件寄せられている(消費者庁「平成29年版消費者白書」145ページ)。

\*4 国民生活センター「成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブルーきっぱり断ることも勇気!ー」(2016年10月27日公表)  
[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20161027\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20161027_1.pdf)

\*5 特定商取引法の省令改正によって、とりわけ若者の被害が目立つ「連鎖販売取引」と「訪問販売」に関して、行政処分等の執行の強化が提案されている。

誘目的で新たに構築した関係の濫用(典型的にはいわゆる「デート商法」)に限定して、取消権を付与することとされました。もっとも、消費者委員会による内閣総理大臣への2017年8月8日の「答申書」には、この報告書に基づく法改正等に加えて、これは異例ですが、喫緊に対応すべき課題として3点が付言として追記されています。その中に、高齢者・若年成人・障がい者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用した「つけ込み型勧誘」に取消権を付与することが含まれています。

この「答申書」を受けて、消費者庁からどのような消費者契約法の改正案が提案されるのかは、現段階では分かりません。ただ、消費者委員会WGの「報告書」に基づく改正だけでなく、消費者契約の基本ルールとして広く「つけ込み型勧誘」を規制することが期待されます。そのことが、成年年齢の引下げを検討する前提条件となることは、これまでの検討経過からしても明らかだからです。加えて、仮に「つけ込み型勧誘」を規制しても、それが若年成人の契約環境を公正なものとするためにどのような役割を果たしているのかを検証しなければなりません。その適正な検証のためには、法の施行後からある程度の期間が経過することが必要だろうと思います。

## 消費者としての自立と成年年齢

成年年齢の引下げを実施することは、「つけ込み型勧誘」を規制するだけでその環境が整うわけではもちろんありません。一方で、未成年者の自立を促し、他方で社会の構成員となるまでは適切な教育と保護を図る必要があります。それは、法を含む社会の責任で実現されなければなりません。

成年年齢の引下げの理由として、選挙権を行使し得る18～19歳の若者が自立して判断す

ることの必要性が指摘され、自立を促すためにも、取引の場面でも自らの主体的な判断で契約をできる制度とすることが重要であると言われることがあります。この議論には、違和感が拭えません。

20歳になったばかりの若者に契約締結を迫る悪質業者の常套文句として「君も大人になったのだから、他人に相談することなく、自分で、今、決めなさい」という勧誘文言が使われることがあります。自分で決めることの強調は、取引場面での自立とはもちろん違います。自立した判断には、正しい情報と慎重さが必要です。若者が適切に選択権を行使するためには、そのための準備を未成年者の段階からすることが不可欠です。民法では、法定代理人(多くの場合、親権者)が処分を許した財産、例えば小遣いは未成年者であっても自由に使えます(民法5条3項)。また、法定代理人の同意を得て働いている15歳以上の未成年者は(労働基準法56条)、自ら賃金を得て(労働基準法59条)、それを法定代理人が認める使途の範囲で自由に使うことができます。小遣いや賃金の額は、同じ未成年者であっても年齢や生活環境によって違います。18歳以上の者を成年として、民法に組み込まれているこの準備のしくみの埒外とすることに合理性はありません。仮にそうするのであれば、それに代わる法的なしくみが不可欠です。消費者委員会から提案されている「つけ込み型勧誘」の規制などの法的な対応は、そのために実現すべき喫緊で最低限の法的な枠組みだと思います。

消費者被害にあった時の対応にも考えるべきことがあります。例えば、トラブルにあったとき誰に頼るかという問いに、誰にも頼らないと回答した人の割合が、15～19歳では15.5%だったのが、20～24歳になると22.2%に増加しているとの調査があります\*6。誰かに相

\*6 消費者庁「平成29年版消費者白書」

談することは、自立した消費生活を営むうえでの大人の知恵だと思えますが、必ずしも現実はそのようには動いていません。例えば、民法の未成年者取消権の認知度が68.8%、15～19歳に限っては51.2%であるとの調査もあります\*7。被害救済のために適切に権利行使をするためには、消費生活センター等の機関に相談することが依然として大切ですが、それは社会の共通の認識にまではなっていないようです\*8。

確かに、消費者の自立と消費者市民社会の構築に向けた若者への消費者教育の重要性が指摘され、行政や教育現場などでそのための地道な努力が積み重ねられており、頭が下がる思いがします\*9。しかしそれとて、まだまだ途上の段階であって、その成果の検証には時間が必要だと思えます。

## まとめに代えて

法制審議会の答申にもかかわらず、成年年齢の引下げが実現していない理由は、そのために解決すべき課題が存在していること、とりわけ、若者の消費者被害救済に向けた法制度の構築と自立のための支援策の実施が条件とされていたからです。なるほど、わが国の消費者法と政策の発展は、目覚ましいものがあります。しかしながら、それが若者の消費者政策として意識的に展開されてきたかといえ、そうではなかったと言わざるを得ません。消費者委員会と消費者委員会WGでの検討は、正面からその課題に向かい合った最初の成果であったと評価できると思えます。まずなすべきは、そこでまとめられた消費者契約法の改正を、「答申書」に記載さ

れた付言を含めて、実現することです。そして、法改正による成果と若者に対する消費者教育の進展との検証をして初めて、成年年齢の引下げの基盤が整備されると考えるべきです。その検証に時間が必要なことは明らかです。だとすると私には、成年年齢を引き下げるその時が今、来ているとは到底思えないのです。

未成年者をめぐる民法理論には、市民社会を担う主体を育てるための覚悟が込められています。平等を原則とする民法で、未成年者があれほどまでに保護されているのは、市民社会の主体を育てるための社会制度としての意味があります。そして、その保護は、今は成人になった人を含めて、共通に与えられていたお互い様の利益です。自立を急がせることが、本人にとってはもちろん、社会にとって本当に適切であるのかは、慎重に検討されなければならない課題なのです\*10。



\*7 消費者庁「平成28年度消費者意識基本調査」

\*8 消費者トラブルを消費生活センター等の行政機関の相談窓口で相談した割合は、この間、7%程度で推移している(消費者庁「平成28年度消費者意識基本調査」40ページ)。

\*9 消費者庁「平成29年版消費者白書」では、「若者の自立支援に向けた取組」(162ページ以下)として、消費者教育の実践例などが報告されている。

\*10 成年年齢引下げに関する民事法理論を検討したものとして、河上正二責任編集『消費者法研究』第2号(信山社、2017年)がある。貴重な論文と資料が多数掲載されていて参考になる。